

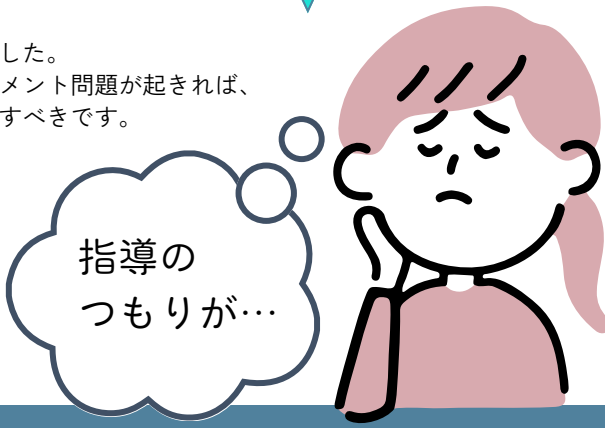
改正労働施策総合推進法

パワハラ防止対策セミナー

～ パワハラを防ぐ、部下指導とコミュニケーション ～

★ 上司のメンタルも守るハラスメント予防のコツ ★

2020年6月より改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が施行されました。
2022年4月には中小企業にも適用されていますが、社内でひとたびハラスメント問題が起これば、社内外に動揺と影響を及ぼすことになるため経営としても重大なリスクと認識すべきです。
ハラスメントの中でもパワハラは予防が最重要課題であり、その対策は企業の労務管理上必要不可欠なものとなっています。
今回のセミナーでは、企業経営者はもちろん、人事労務部門の責任者や管理職の方々にも是非押えていただきたいハラスメントの対策ポイントと受講後すぐに実践できるパワハラの防止に役立つコミュニケーションのコツも解説いたします。



2025. **9.25** (木)
13:30～15:00

- 会場 柏崎商工会議所 5F 大研修室
- 受講料 無料（会員・非会員問わず）
- 対象 中小・小規模事業者
- 講師 いいだ よしひろ 飯田 吉宏 氏

まこと
孚事務所 株式会社 代表取締役・社会保険労務士

大学卒業後、20代後半まで呉服流通チェーン、中小法人向けノンバンクに勤務。
在職時に職場で体験した労使トラブルをきっかけに労働法と人材育成の在り方に関心を持ち、2000年に社労士資格を取得する。2004年独立起業。社員数5名のリフォーム会社から、100名の外資系医療機器メーカーまで15業態以上の労務管理指導を経験する。現在は社労士の知見に東洋哲学の視点を取り入れた人材・組織開発を得意とし、中小企業のリーダー・後継人材の育成、労務問題の解決支援に注力している。コンプライアンス・労務管理関連のテーマを中心に、商工会議所や法人会など各種団体での講演・セミナー講師も務めている。



講座内容

- 改正労働施策総合推進法のポイント（ハラスメント防止法）
- ハラスメントの定義と分類
- 一方向と双方向のコミュニケーションの違い
- パワハラにならない部下指導の技術
- 人を育てるための4つの原動力

主催 柏崎商工会議所

下記申込欄に必要事項を記入いただき、FAXもしくはメールにてお申込み下さい

2025年9月25日 (木)開催

パワハラ防止対策セミナー FAX.0257-22-3570

事業所名			
TEL		FAX	
受講者名			

※ご記入頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。

お問い合わせ 柏崎商工会議所 亀尾・徳永 ☎ 0257-22-3161 ✉ soudan@kashiwazakicci.or.jp